



第6章 計画の推進にあたって

1 行政機関の連携

福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくりなど、多岐の分野にわたる子育て支援にかかわる施策を、総合的かつ効果的に関係部課とともに推進していきます。また、本市が単独で実施できる取り組み以外に、制度や法律に基づく事業や広域的な対応を必要とする取り組みなどについては、国・府・近隣市町との連携・協力を深めながら、幅広い対応に努めていきます。

2 市民や地域との連携

地域社会が一体となって計画を推進するために、市民、地域の関係機関・団体、行政が共通の認識のもとに、それぞれの機能を生かしながら、相互の連携・協力を図り、地域との協働による推進体制を整備していきます。

また、広報等により計画についての周知・啓発を行い、保育所や学校など子どもにかかわる機関や企業など関係機関・団体に対して理解と協力を求める働きかけを行います。

3 計画の進行管理

計画の進行管理については、「藤井寺市保健福祉計画推進協議会」を中心に、年度ごとに実施状況の点検・評価を行います。各種施策の推進や新たな課題への対応等についての協議・検討を行い、今後の施策運営に役立てます。

各年度の実施状況や施策の変更・見直し等については、広く市民が周知できるように、ホームページへの掲載等により公表を行い、市民の意見を反映しながら計画を推進していきます。